

指定管理者制度ガイドラインの改定について

「船橋市指定管理者制度ガイドライン～運用編～【第5版】」
令和5年3月追加部分

2 指定管理者が組織再編をする場合の対応

指定期間中に指定管理者が組織再編をする場合の対応の基本的な考え方は、次(1)(2)のとおりです。

ただし、組織再編については様々なケースが想定され、実態に合わせた対応を検討する必要があることから、施設所管課において組織再編の内容を把握し、行政経営課と協議のうえ、具体的な対応を行ってください。

なお、会社法等の法令による組織再編の例としては、次のようなものがあります。

組織変更・・・会社等の法人が、異なる種類の法人になること。(例)株式会社 ⇔ 合同会社
合併・・・合併により消滅する法人の権利義務の全てを合併後存続する法人または新設の法人に承継させること。
分割・・・特定の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、他の法人または分割により設立する法人に承継させること。

(1) 指定の取消しとあらためて指定が必要となる場合

指定により生じる権利義務は、基本協定において第三者への譲渡又は承継を禁止することとしています。これは、例えば、会社法等の法令に基づき、指定管理者が第三者に対し、すべての権利義務を承継する合併を行う場合であっても同様です。

そのため、このような場合には、指定の取消しを行い、あらためて指定管理者を指定する必要があり、その場合の手続きについては、基本的には指定期間の更新による場合と同様です。

ただし、合併後存続する法人等が現指定管理者の施設の管理体制（基本協定の内容、事業計画、人員等）を維持することが確認できる場合は、現指定期間の残りの期間を指定期間とする限りにおいて、公募によらず合併後存続する法人等を候補者として選定することができることとします。

(2) 指定の取消しが不要な場合

指定管理者が第三者に対し、指定により生じる権利義務の承継を伴わない組織再編をする場合は、原則として、指定の取消しは不要です。

ただし、組織再編によって、指定管理者として管理業務を継続させることが適当でないと認める状況が生じる場合は、この限りではないので、指定管理者の組織再編の内容について把握に努めてください。